

警察署協議会議事録

協議会名	令和5年第2回宮城県築館警察署協議会
開催日時	令和5年7月6日（木） 午後3時25分から 午後4時55分まで
開催場所	宮城県築館警察署3階大会議室及び車庫
出席者等	1 協議会委員 出席委員～小野寺剛広会長、三塚裕一副会長、阿部東吾委員、 菅野よし子委員、菅原博美委員 2 警察署側 署長、次長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長 交通課長、警備課課長代理、警務課警務係長
議事概要	別紙のとおり
備考	

別紙

1 報告・協議事項

○ 報告事項「管内の犯罪情勢について」

令和5年5月末現在の築館警察署管内の犯罪情勢等について報告した。

(1) 刑法犯について

ア 管内の情勢

令和5年5月末における県内の刑法犯認知件数は4,457件で、令和4年と比較して約20パーセント、737件の増加となっています。

当署管内では、5月末時点で57件、前年同期と比べ+4件、約7パーセントの増加となっています。

犯罪認知件数が増加した要因としては、暴行、傷害の粗暴犯や特殊詐欺を含む詐欺の増加が挙げられます。

当署管内の刑法犯認知件数57件のうち、約半数の29件が窃盗被害となります。

窃盗の認知件数は昨年より減少しているものの、万引きについては15件認知しており、昨年に比べ11件増となっています。

万引きが増加したにもかかわらず窃盗の認知件数が減少している要因は、昨年、39件と多発したグレーチング盗の被疑者を検挙したことが挙げられます。

イ 事件検挙状況

検挙率については、昨年17.0パーセントでしたが、今年は5月末で56.1パーセントと39.1ポイントの大幅アップとなっています。

その要因としては、認知件数が増加した万引き及び暴行、傷害の検挙が挙げられます。

万引きについては13件検挙し、そのうち65歳以上の高齢者による犯行が9件を占めています。被害品はスーパーの生活用品など支払い可能な金額の物であることから、先行きへの不安やお金を惜しんで万引きをしていることがうかがえます。

また、暴行、傷害については、被害者と被疑者が身内や知人関係であることが多く、いわゆるDVが多くを占めております。

(2) 特殊詐欺被害について

ア 特殊詐欺被害状況

本年5月末における県内の特殊詐欺被害の認知状況は、昨年より9件増の135件、被害額は9,616万円増2億8,472万円となっています。

当署管内では、5月末で1件、40万円の被害認知でしたが、6月中に150万円の還付金詐欺被害を1件認知し、現時点で2件となっています。

6月の特殊詐欺被害では、市職員を名乗る者が一人暮らしの高齢女性宅の固定電話に電話をかけて介護保険料の還付があると信じ込ませ、ATMに誘導し操作させて3回に分けて150万円を振り込ませています。

現在危惧される場所は、ＡＴＭによる振込みが土日でも即時に完了してしまうことで、人の目が届きにくい時間帯を狙って行われていることです。

当署管内で発生する特殊詐欺の特徴としては、被害者から直接キャッシュカードを受け取る手口ではなく、ＡＴＭに誘導して振り込ませるものになります。これはＪＲの駅が少なく、警察に駅を警戒されると首都圏から来た犯人グループが逃走しにくくなるためと思われています。

イ 特殊詐欺被害防止対策

ＡＴＭに誘導する特殊詐欺の手口では、犯人グループは日ごとに地域を定めて集中的に電話をかけ、いわゆる劇場型と言われる複数の登場人物がストーリー仕立てで詐欺を行っており、主に高齢者がターゲットになっています。

このように特殊詐欺事件の入口は家庭用の固定電話にかけてくるため、予防対策としては特殊詐欺電話撃退装置や、この装置がついている電話機の設置が有効であり普及促進を図っています。

県警では、撃退装置の購入補助事業を行っています。また、当署では撃退装置１０台を保有し、希望者に無償で貸し出しています。

このほか、特殊詐欺に加担して逮捕される少年が散見されることから、少年を特殊詐欺に加担させない取組を推進しており、生活安全課が中心となって「この話、うそ１１０番」という合い言葉を子供たちに広げ、特殊詐欺や闇バイトに手を染めないよう働きかけていますので、委員の皆様においても御協力をお願いします。

(3) 特別法犯について

特別法犯の検挙状況については、昨年同期と比べて４件１人増の８件６人を検挙しています。

なお、検挙数にサイバー犯罪２件を計上しておりますが、重複していますので、実質的には昨年比２件増の６件５人となります。

特別法犯の検挙内容を説明します。環境事犯は家庭ゴミの不法投棄や廃棄物の不法焼却など３件３人、福祉犯は青少年健全育成条例違反及び児童ポルノ法違反の２件１人、その他として少年によるストーカー規制法違反の１件１人となります。ストーカー規制法違反被疑者については検挙と併せて同法に基づく禁止命令をかけ被害者の保護対策も図っております。

なお、サイバー犯罪は、不正アクセスなどの本来的なサイバー犯罪以外にも犯行の手段、方法にインターネットを使用している場合にも計上されるために重複計上となります。今回計上した２件は、インターネットで知り合った他人にキャッシュカードを有償で交付した犯罪収益移転防止法違反と少年によるストーカー規制法違反であり、ストーカー規制法違反では多数のＳＮＳメッセージを相手に送りつけた手口からサイバー犯罪に計上しています。

(4) 非行少年等の検挙、補導状況について

不良行為少年の取扱いは６人で、いずれも３月中の取扱いです。

令和4年は1年間で2件であったことを鑑みると、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う行動制限が緩和され、学校以外への外出機会が増えたことが要因の一つと考えられます。

不良行為少年の内訳は、喫煙が5人、不健全娯楽が1人で、性別では男性が6人、女性が0人です。学識別では高校生が4人、有職少年が2人です。

犯罪少年については、万引きとストーカー規制法違反の2人となります。

万引きについては、昨年夏に男子中学生が大型ショッピングセンターで玩具を万引きしたもので、捜査の結果、今年に入ってから検挙に至ったものです。

ストーカー規制法違反については特別法犯で説明しましたが、元交際相手の女性に複数回にわたってSNSメッセージを送ったもので、ストーカー規制法に基づき実施した禁止命令は接近禁止命令となり、近づく行為だけではなく手紙やメールの送信、電話をかける行為なども禁止され、命令に違反すると、より重い刑罰を受けることとなります。

触法少年については1人です。スマートフォンで自身の裸を撮影し、そのデータをSNSに投稿した、わいせつ電磁的記録記録媒体陳列罪です。

14歳未満の触法少年ですので、小学生に対するスマートフォンの安全利用教室やその保護者に対する指導を強化しています。

(5) 交通事故発生状況について

本年5月末現在の交通事故発生状況は、人身事故が昨年同期比9件60パーセント増の24件であり、物損事故は26件9.1パーセント減の259件です。

人身事故の主な特徴は、国道4号と国道398号における発生が全体の約4割を占めていること、第1当事者の約3割を65歳以上の高齢運転者が占めていることが挙げられます。

主な事故類型は、約40パーセントが追突、約15パーセントが出合い頭の衝突で、これら兩類型で全体の約半数を占めており、原因は前方不注意と安全不確認となっています。

物損事故については、冬季の滑走事故が大きく減少したことにより、昨年同期に比べて約1割の減少となっています。

死亡事故については、令和4年3月に発生したのを最後に、当署管内での発生はありません。

なお、県内における死亡事故は、7月5日時点で昨年同期比7件10人増の24件27人となっています。

死亡事故の約半数は車線を逸脱したことによる事故で、第一当事者の半数以上が60歳以上となっています。

当署では、栗原市においても高齢化が進んでいる状況や管内の人身事故の第一当事者の約3割が65歳以上の高齢者であることを考慮し、交通安全講話や防衛運転の励行を推進しているほか、各種イベント等において高齢者に対し反射材の着用、明るい色の服装、横断歩道以外での乱横断防止の3点を

促し、高齢歩行者の交通事故抑止活動に力を入れています。

(6) 意見、質問事項

委員からの意見や質問事項はなし

○ 協議事項

令和2年から令和4年まで過去3年間の10月から3月までの6か月間における人身事故発生状況等を踏まえて策定した速度取締り指針について協議した。

(1) 速度取締り重点区域

速度取締り重点区域は、築館地区、高清水地区、一迫地区、瀬峰地区、志波姫地区の5地区を設定し、ドライバーに対する速度抑制効果を図ることとしています。花山地区については、交通事故発生件数、通過交通量のいずれも少ないため重点区域に加えていません。

(2) 速度取締り重点時間帯

速度取締り重点時間帯は、交通事故発生状況を分析した結果、朝夕の通勤通学時間帯の発生が多くなっているため、これらの時間を含む午前7時から午後0時までと午後2時から午後6時までを重点時間帯としております。

なお、午後6時から午後8時までの間は速度超過違反を原因としない事故が多発していますので、パトカーでの警戒など街頭活動を強化して対応します。

(3) 速度取締り重点路線

速度取締り重点路線は、国道4号、国道398号、栗駒地区中心部へつながる県道築館栗駒公園線、高清水方面から瀬峰方面に通じる市道泉谷線、築館方面から志波姫方面へと通じる市道曾内熊狩線の5路線を選定しました。

(4) その他の交通指導取締り要点

速度違反以外の交通指導取締り要点は、重大事故に発展しやすい歩行者事故を防ぐ目的から信号無視や一時不停止、横断歩行者妨害等の交差点関連違反の取締りを強化します。

また、交通事故の原因として前方不注視や安全不確認が多いことから運転者に注意喚起を図るため、主要道路や主要交差点での街頭監視、パトカーによるレッド警戒等を実施することとしています。

(5) 意見、質問事項

委 員： 最近、携帯電話を使用して運転している方を見かけるようになったが、携帯電話を使用しながら運転している方の取締りは実施しているのか。

署 長： 携帯電話使用に係る交通違反の取締りも継続して行っていますが、なかなか無くならないのが現状です。運転中の携帯電話使用が重大事故につながるケースもあることから、引き続き取締りを行っていくとともに、広報・啓発活動も継続していきたいと考えています。

委員： 志波姫地区で頻繁に取締りを実施しているが、志波姫地区での取締りを強化しているのか。

交通課長： 志波姫地区での取締りを強化しているわけではありませんが、志波姫地区を通る国道398号は重点路線に指定しているほか、昨年3月には志波姫地区において死亡事故も発生していることもあるので志波姫地区でも取締りを実施しています。

○ 災害対策

当署の災害に対する備えについて装備資機材を展示するとともに概要を説明した。

(1) 災害警備活動について

警察は、災害が発生した際には警察法第2条を主な根拠として、地域住民の安全安心を確保するために自治体や消防機関とともに災害警備活動を実施しています。

その主な活動は、災害情報の収集・発信、被災者の救出救助、地域住民の避難誘導、行方不明者の捜索、交通の確保、災害に乗じた悪質犯罪等に対する防犯指導などとなります。

また、大規模災害が発生した場合には、全国から被災地へ警察災害派遣隊が派遣され、災害警備活動を行います。

当署では、災害に備え署員を対象とした災害警備訓練を定期的実施しており、参集訓練、装備資機材の習熟訓練、信号機の復旧訓練、手信号要領習熟訓練、模擬負傷者の搬送訓練などを行い、基礎知識と技術の向上に努めています。

(2) 停電時の信号機の復旧について

当署管内には86基の信号機が設置されており、停電時に自動で復旧するものと発動発電機を接続して復旧させるものがあり、発動発電機を接続して復旧させる信号機については、主要交差点を優先して復旧させることとなります。

当署への配備はありませんが、プラグインハイブリッド仕様のパトカーは専用ケーブルを用いて信号機に給電することによって信号機を復旧させることができます。

(3) 関係機関との連携について

大地震等で警察庁舎が使用不能となった場合に栗原市の施設を借用する協定を平成20年に結んでおり、当署の代替施設として消防庁舎会議室を借り上げることになっています。

令和7年度から新たに栗原警察署の運用が開始される予定ですが、大規模災害等に備え継続して栗原市と連携を図っていく考えです。

宮城県建設業協会栗原支部とは、災害により信号機が滅灯した際、作業員付帯で発動発電機の無償提供を受ける協定を結んでいます。

有事の際に円滑に連携できるよう、年に一度の合同訓練を実施しています。
また、ドローン教習を実施している築館自動車学校とは、大規模災害発生時にドローンを活用して被災状況の早期確認、行方不明者の捜索・救助が行えるように協定を結んでいます。

令和元年に締結したこのドローンの活用に係る企業との協定は、県内では築館警察署と若柳警察署だけとなっています。

(4) 意見、質問事項

委員： 停電になって信号機が滅灯した際、運転者はどのような運転をすれば良いのか教えてほしい。

交通課長： 信号機が滅灯している場合は、交通整理が行われていない交差点となりますので、道路幅員の広い方が優先となりますし、同じ幅員の道路の場合は左方優先の原則に従って進行してください。

委員： 自動車学校でドローン教習を行っているとの話でしたが、一般の方が自動車学校でドローンの教習を受けることが出来るのですか。

警備課課長代理： 自動車学校でドローンスクールというものを開講しており、一般の方でもドローンの操縦方法などについて教習を行っていると承知しています。

今後、ドローンの普及に伴いドローンの操縦にも免許が必要となってくるのですが、そのための講習を進めていると聞いています。

(5) 装備資機材の展示

当署車庫内に災害警備活動時に使用する警察装備資機材を展示し、委員に対して、その用途や使用方法とともに災害警備活動の概要を説明した。

2 意見・要望

委員から意見・要望の提案はなかったが、長野県で警察官が殺害された事件に関して質問がなされた。

委員： 長野県で猟銃を使用した痛ましい事件が発生しましたが、管内では銃砲所持者は何名いるのですか。

生活安全課長： およそ50人くらいとなります。

委員： 地区ごとの人数は分かかりますか。

生活安全課長： 地区ごとの人数は把握しておりませんが、花山地区、一迫地区が多い傾向になります。

3 次回の開催予定について

次回の協議会は令和5年11月中旬を予定。